

令和6年5月13日

船橋小学校 保護者の皆様

船橋市立船橋小学校  
校長 渡邊 尚久

### 船橋市立学校における熱中症警戒アラートの運用について

日ごろから本市の教育活動にご理解、ご協力いただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、熱中症警戒アラートにつきましては、令和3年度より全国的に本格実施されております。船橋市から市民に向けた「熱中症警戒アラート発表」の周知については、千葉県内の観測地点のいずれかで暑さ指数が33℃以上を観測した場合に周知されます。このことは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報提供であり、広く市民に対し周知しております。

また、今年度より、熱中症特別警戒アラートが新設されました。過去に例のない危険な暑さへとなり健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合に発表されます。この場合、学校は屋外での活動、行事を中止します。

船橋市立学校において熱中症警戒アラート発表時も、**本市の観測地点の暑さ指数、活動場所（学校等）で測定した暑さ指数**をもとに児童の体調管理に十分配慮して、特別な場合（※下記参照）においては、教育活動を実施することがございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

#### ※特別な場合 下記の5条件を確認し、運動実施の可否を判断

- ①一時救命措置かつ熱中症対処に詳しいものがある
- ②救護所の設置
- ③救急体制の確保
- ④空調の効いた部屋の確保
- ⑤管理職の許可

市内観測地点の暑さ指数	活動場所（学校等）の暑さ指数	活動内容
33℃以上	33℃以上	活動中止
33℃以上	31℃以上33℃未満	特別な場合は活動可
31℃以上33℃未満	31℃以上33℃未満	特別な場合は活動可